

## 2-1 介護予防訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
62	1111	予防訪問入浴	イ 看護職員1人及 び介護職員1人		845	1回につき
62	1112	予防訪問入浴・部分浴		清拭又は部分浴のとき × 70%	592	
62	1113	予防訪問入浴・同一		事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	761	
62	1114	予防訪問入浴・部分浴・同一		清拭又は部分浴のとき × 70%	533	
62	1121	予防訪問入浴・職員	845 単位	介護職員2人の場合	803	
62	1122	予防訪問入浴・職員・部分浴		× 95%	562	
62	1123	予防訪問入浴・職員・同一		清拭又は部分浴のとき × 70%	723	
62	1124	予防訪問入浴・職員・部分浴・同一		事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	506	
62	4111	予防訪問入浴同一建物減算1	事業所と同一建物の 利用者等にサービス を行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
62	4112	予防訪問入浴同一建物減算2		同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
62	8000	予防特別地域訪問入浴介護加算	特別地域介護予防訪問入浴介護加算		所定単位数の 15% 加算	1回につき
62	8100	予防訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	
62	8110	予防訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	
62	6100	予防訪問入浴サービス提供体制強化加算 I 1	ロ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	36 単位加算	36
62	6101	予防訪問入浴サービス提供体制強化加算 I 2		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	24 単位加算	24
62	6106	予防訪問入浴処遇改善加算 I	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 58/1000 加算	1月につき
62	6105	予防訪問入浴処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	
62	6102	予防訪問入浴処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	
62	6103	予防訪問入浴処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
62	6104	予防訪問入浴処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	